

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）	【第一条関係】	1
○外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）	【第二条関係】	3
○対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）	【第三条関係】	4
○財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）	【第四条関係】	16
○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）	【第五条関係】	17
○関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）	【第五条関係】	18
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	【第六条関係】	19

改正案	現行
<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することとができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第十四条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び同号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>（輸出の事後審査）</p>	<p>（特例）</p> <p>第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。</p> <p>イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することとができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（ロ及び同号において「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>（輸出の事後審査）</p>

第七条 経済産業大臣は、第十一条の規定による報告により、当該貨物の輸出が法令の規定に従っているか否かを審査するものとする。

(法令の違反に対する制裁の通知等)

第九条 経済産業大臣は、法第五十三条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

(使用人)

第十条 法第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

- 一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者
- 二 法第五十三条第一項又は第二項の規定により禁止された業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

第十一条～第十四条 (略)

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)
(略)

第七条 経済産業大臣は、第十条の規定による報告により、当該貨物の輸出が法令の規定に従っているか否かを審査するものとする。

(法令の違反に対する制裁の通知等)

第九条 経済産業大臣は、法第五十三条の規定による処分をしたときは、その旨を遅滞なく税関に通知するものとする。

(新設)

第十条～第十三条 (略)

別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)
(略)

○外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）【第二条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第九条の主務大臣）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第九条における主務大臣は、次に掲げる取引、行為又は支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）の停止については経済産業大臣とし、その他の取引、行為又は支払等の停止については財務大臣とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第五十五条の八等の主務大臣）</p> <p>第四条 法第五十五条の八、第六十七条から第六十九条まで及び第六十九条の四における主務大臣は、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とする。</p>	<p>（法第九条及び第六十八条の主務大臣）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第九条及び第六十八条における主務大臣は、次に掲げる取引、行為若しくは支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については経済産業大臣とし、その他の取引、行為若しくは支払等の停止又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問については財務大臣とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第五十五条の八等の主務大臣）</p> <p>第四条 法第五十五条の八、第六十七条、第六十八条の二、第六十九条及び第六十九条の四における主務大臣は、法及びこの政令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とする。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 対内直接投資等（第二条―<u>第四条の三</u>）</p> <p>第三章 技術導入契約の締結等（第五条―<u>第六条の二</u>）</p> <p>第三章の二 報告（<u>第六条の三―<u>第六条の五</u></u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第七条―<u>第十条</u></u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等に関する事項の管理若しくは調整又は報告に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等という。以下同じ。）の株式を取得したもの（以下この項において「株式取得者」という。）と同条第二項第三号に規定する株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定める非居住者である個人又は法人その他の団体（同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」と</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 対内直接投資等（第二条―<u>第四条</u>）</p> <p>第三章 技術導入契約の締結等（第五条―<u>第六条の二</u>）</p> <p>第三章の二 報告（<u>第六条の三―<u>第六条の五</u></u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第七条―<u>第十条</u></u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等及び技術導入契約の締結等に関する事項の管理若しくは調整又は報告に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等という。以下同じ。）の株式を取得したもの（以下この項において「株式取得者」という。）と同条第二項第三号に規定する株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定める非居住者である個人又は法人その他の団体（同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するものに限る。以下この条及び次</p>

いう。)は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株式取得者及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等(同号に掲げるものを除く。)

三 十五 (略)

5 5 (略)

(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等)

第三条 法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等(以下「対内直接投資等」という。)であつて、法第二十七条第一項及び法第五十五条の五第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等とする。

一 (略)

二 上場会社等以外の会社(国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」という。)の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

三 特定非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

四 上場会社等以外の会社(以下この号並びに次条第一項第二号及び第二項において「非上場会社」という。)の株式又は持分の取得(当該取得に係る当該非上場会社の株式の数若しくは出資の金額(以下この号及び同条第一項第二号において

条において「法人等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株式取得者及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等(前号に掲げるものを除く。)

三 十五 (略)

5 5 (略)

(対内直接投資等の届出及び変更勧告の送達等)

第三条 法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等(以下「対内直接投資等」という。)であつて、法第二十七条第一項及び法第五十五条の五第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する対内直接投資等とする。

一 (略)

二 上場会社等以外の会社(次号及び第四号において「非上場会社」という。)の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

三 非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得

四 非上場会社の株式又は持分の取得(当該取得に係る当該非上場会社の株式の数若しくは出資の金額(以下この号において「株式等」という。)の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額(以下この号において「発行済

「株式等」という。)の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額(以下この号及び同条第二項第二号において「発行済株式等」という。)に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該非上場会社の株式等と当該取得をしたものを前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。)であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式又は持分の取得(上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得を除く。)以外のもの

五 (略)

六 特定上場会社等(法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等であつて、当該上場会社等の各株主(外国法人等又は他の会社に限る。)が直接に所有する当該上場会社等の株式の数(当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が所有する当該株式の数を含む。)の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。次条第一項第三号において同じ。)が行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は前条第九項各号に掲げる行為

七 (略)

2 6 (略)

7 法第二十七条第三項又は第六項の規定による対内直接投資等

株式等」という。)に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該非上場会社の株式等と当該取得をしたものを前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。)であつて、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式又は持分の取得(上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得を除く。)以外のもの

五 (略)

六 法第二十六条第一項第三号に掲げるものうち上場会社等であつて、当該上場会社等の各株主(外国法人等又は他の会社に限る。)が直接に所有する当該上場会社等の株式の数(当該株主を前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等が所有する当該株式の数を含む。)の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものが行う法第二十六条第二項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に掲げる行為又は前条第九項各号に掲げる行為

七 (略)

2 6 (略)

7 法第二十七条第三項又は第六項の規定による対内直接投資等

を行つてはならない期間の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行ふ。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8 (略)

9 財務大臣及び事業所管大臣は、通常の取扱いによる郵便等によつて第七項に規定する文書を送送する場合には、当該文書の送達を受けるべきもの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十一項において同じ。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）、宛先及び当該文書の発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

10
14 (略)

(特定取得の届出及び変更勧告の送達等)

第四条 法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）であつて、法第二十八条第一項に規定する相続

、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得とする。

一 相続又は遺贈による特定取得

二 特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合又は当該特定取得を

を行つてはならない期間の延長は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この条及び第五条において「郵便等」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行ふ。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該対内直接投資等の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8 (略)

9 財務大臣及び事業所管大臣は、通常の取扱いによる郵便等によつて第七項に規定する文書を送送する場合には、当該文書の送達を受けるべきもの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十一項において同じ。）の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）、あて先及び当該文書の発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

10
14 (略)

第四条 削除

したものが当該特定取得の後において所有することとなる当該特定取得に係る非上場会社の株式等と当該特定取得をしたものを第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該特定取得を除く。）であつて、上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得に該当するもの

三 特定上場会社等が行う特定取得

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

2 法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）とする。

3 法第二十八条第一項の規定による届出は、特定取得を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならぬ。

4 法第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第七項及び第九項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない

- ない。
- 5 | 法第二十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 | 届出者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、営んでいる事業の内容、資本金及び代表者の氏名）
 - 二 | 特定取得に係る事業目的
 - 三 | 特定取得の金額及び実行の時期
 - 四 | 特定取得を行おうとする理由
 - 五 | その他主務省令で定める事項
- 6 | 法第二十八条第三項に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定とする。
- 7 | 法第二十八条第三項又は第六項の規定による特定取得を行つてはならない期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行ふ。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。
- 8 | 前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」とあるのは、「次条第七項」と読み替へるものとする。
- 9 | 法第二十八条第五項の規定又は同条第七項において準用する

法第二十七条第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

10| 前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と読み替えるものとする。

11| 法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

(法第二十七条の技術的読替え)

第四条の二 法第二十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第七項	第五項	次条第五項
第二十七条第八項	対内直接投資	特定取得

(新設)

第二十七條第十		第二十七條第十	第二十七條第九	項
第五項から前	対内直接投資等に係る	第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等	第三項又は第六項	対内直接投資等
第七項から前項まで並び	特定取得に係る	次条第一項の規定による届出に係る特定取得が同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得	同条第三項又は第六項	特定取得
第五項	対内直接投資等	次条第五項	特定取得	第三項又は第六項
対内直接投資等	特定取得	等		等

二項	項までに定めるもののほか、対内直接投資等	に次条第五項及び第六項に定めるもののほか、特定取得
----	----------------------	---------------------------

(措置命令の送達)

第四条の三 法第二十九条第一項から第四項までの規定による命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けらるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行う。

2 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、「第十條第三号」とあるのは「第十條第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と読み替えるものとする。

3 外国においてすべき送達は、財務大臣及び事業所管大臣がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使又は領事に囑託してする。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべきものの住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国においてすべき送達について、前項の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めらるべき場合

(新設)

5| 公示送達は、第一項に規定する文書を送達を受けるべきものにいつでも交付すべき旨を財務省の掲示場に掲示することにより行う。

6| 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

7| 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第三章 技術導入契約の締結等

(法第五十五条の八の規定に基づく報告)

第六條の五 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法第二十六条から第三十条まで、法第五十五条の五又は法第五十五条の六の規定及びこの政令の施行に必要な限度において、これらの規定の適用を受ける取引若しくは行為を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引又は行為の内容、実行の時期その他当該取引又は行為に関連する事項について報告を求める場合には、財務省令又は主務省令で定めるところにより、当該報告を求める事項を指定するものとする。

2 (略)

(事業所管大臣)

第七條 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 会社(特別の法律により設立された法人を含む。)の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡若しくは株式への一任運用又は事業目的の実質的な変更に関する事項 当該会社の営む

第三章 技術導入契約の締結等

(法第五十五条の八の規定に基づく報告)

第六條の五 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣は、法第五十五条の八の規定に基づき、法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第五十五条の五又は法第五十五条の六の規定及びこの政令の施行に必要な限度において、これらの規定の適用を受ける取引若しくは行為を行い、若しくは行つた者又は関係人に対し、当該取引又は行為の内容、実行の時期その他当該取引又は行為に関連する事項について報告を求める場合には、財務省令又は主務省令で定めるところにより、当該報告を求める事項を指定するものとする。

2 (略)

(事業所管大臣)

第七條 法及びこの政令における事業所管大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 会社(特別の法律により設立された法人を含む。)の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡若しくは株式への一任運用又は事業目的の実質的な変更に関する事項 当該会社の営む

事業の所管大臣（その子会社若しくは第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合又はその子会社若しくは第四条第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。第五号において同じ。）

二〇五（略）

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十条第一項の規定に基づく届出の受理

二 法第二十七条第二項及び第四項、法第二十八条第二項及び第四項並びに法第三十条第二項及び第四項の規定に基づく期間の短縮の通知その他当該期間の短縮に関する事務で財務大臣及び事業所管大臣が定めるもの

三 法第二十七条第三項及び第六項、法第二十八条第三項及び第六項並びに法第三十条第三項及び第六項の規定に基づく延長の期間を記載した文書の送付

四 法第二十七条第五項、法第二十八条第五項及び法第三十条第五項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付

事業の所管大臣（その子会社又は第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものが同号に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、当該事業の所管大臣を含む。第五号において同じ。）

二〇五（略）

（事務の委任）

第十条 財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が法第六十九条第一項の規定に基づき日本銀行に取り扱わせる法（第五章、第五十五条の五、第五十五条の六及び第五十五条の八に限る。）の施行に関する事務は、次に掲げる事務とする。ただし、財務大臣又は財務大臣及び事業所管大臣が必要と認めるときは、財務省令又は主務省令で定めるところにより、自らその事務を取り扱うことを妨げない。

一 法第二十七条第一項及び法第三十条第一項の規定に基づく届出の受理

二 法第二十七条第二項及び第四項並びに法第三十条第二項及び第四項の規定に基づく期間の短縮の通知その他当該期間の短縮に関する事務で財務大臣及び事業所管大臣が定めるもの

三 法第二十七条第三項及び第六項並びに法第三十条第三項及び第六項の規定に基づく延長の期間を記載した文書の送付

四 法第二十七条第五項及び法第三十条第五項の規定に基づく勧告の内容を記載した文書の送付

五 法第二十七条第七項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応諾に関する通知の受理

六 法第二十七条第十項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）及び法第二十九条第一項から第四項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付

七 法第二十七条第十項（法第二十八条第七項及び法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく取消しの通知

八 （略）

九 第三条第九項（同条第十三項、第四条第八項及び第十項、第四条の三第二項並びに第五条第六項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づく記録の作成

十・十一 （略）

五 法第二十七条第七項（法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応諾に関する通知の受理

六 法第二十七条第十項（法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付

七 法第二十七条第十項（法第三十条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づく取消しの通知

八 （略）

九 第三条第九項（同条第十三項並びに第五条第六項及び第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づく記録の作成

十・十一 （略）

改正案	現行
<p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>八 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。</p> <p>九～十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等並びに外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得の管理及び調整に関すること。</p> <p>七～十二 （略）</p>	<p>（国際局の所掌事務）</p> <p>第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>八 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等の管理及び調整に関すること。</p> <p>九～十七 （略）</p> <p>（調査課の所掌事務）</p> <p>第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等の管理及び調整に関すること。</p> <p>七～十二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（貿易経済協力局の所掌事務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 貿易管理部は、前項第一号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務、同項第五号及び第六号に掲げる事務並びに同項第九号に掲げる事務のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。</p> <p>（安全保障貿易管理政策課の所掌事務）</p> <p>第五十三条 安全保障貿易管理政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。</p>	<p>（貿易経済協力局の所掌事務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 貿易管理部は、前項第一号に掲げる事務のうち輸出及び輸入の管理に関する事務、同項第五号及び第六号に掲げる事務並びに同項第九号に掲げる事務のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。</p> <p>（安全保障貿易管理政策課の所掌事務）</p> <p>第五十三条 安全保障貿易管理政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。</p>

改正案	現行
<p>(分科会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国為替等分科会は、審議会の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 外国為替又は対内直接投資等、特定取得若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 8 (略)</p> <p>(幹事) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第六条第二項又は第三項に規定する事務（同項に規定する事務にあつては、対内直接投資等、特定取得又は技術導入契約に係るものに限る。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(分科会) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国為替等分科会は、審議会の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 8 (略)</p> <p>(幹事) 第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、第六条第二項又は第三項に規定する事務（同項に規定する事務にあつては、対内直接投資等又は技術導入契約に係るものに限る。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。</p> <p>4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（国際政策課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するものの取りまとめに関する事。</p> <p>四 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 自動車局の所掌に係る事業に関する外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関する事。</p> <p>九〜十六 （略）</p>	<p>（国際政策課の所掌事務）</p> <p>第四十七条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関するものの取りまとめに関する事。</p> <p>四 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三百三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 自動車局の所掌に係る事業に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関する事。</p> <p>九〜十六 （略）</p>